

## ハピネス茅ヶ崎 食品差し入れの注意事項

令和5年6月作成

### ◇持ち込み禁止のもの◇

- ・生鮮食品（生肉、生卵、二枚貝、生野菜）
- ・飴
- ・餅
- ・その他誤嚥、窒息、感染のおそれがあると施設が判断したもの

### ◇持ち込みに制限があるもの◇

- ・寿司、刺身

6月～9月末までは禁止。また、ご家族様の面会時に1回で食べきれる量をお持ちください。お預かりは出来ません。

- ・アルコール類

ルールを決めた上で可。事前に看護師、管理栄養士にご相談ください。

- ・サプリメント類

医師に確認が必要な為ルールを決めた上で可。事前に看護師にご相談ください。

- ・手作りのもの

当日に食べきれる量のみ可。預かり日の夕に破棄いたします。

- ・開封してある食品やタッパーにうつしてある食品

当日に食べきれる量のみ可。預かり日の夕に破棄いたします。

- ・果物

翌々日までに食べきれる量のみ可。また、施設でのカットや皮むきは行えません。預かり日の翌々日夕に破棄いたします。

### ◇施設でお預かり出来るもの◇

- ・市販の佃煮やお惣菜、ふりかけ、缶詰食品等で賞味期限又は消費期限記載のあるもの。
- ・個包装のお菓子、プリン、ゼリーなどで賞味期限又は消費期限記載のあるもの。

### ※注意事項※

- ・食品を召し上がる（預ける）場合は「食品差し入れ表」に記入の上、職員にお渡しください。外出の際に持ち帰られる場合も同様です。
- ・賞味期限、消費期限が過ぎた食品については破棄いたします。
- ・賞味期限、消費期限の記載がない食品はお預かり出来ません。
- ・他入居者様への差し入れは絶対にしないでください。
- ・糖尿病、腎臓等、持病のある方は上記にかかわらず制限することがあります。
- ・上記に記載のない食品や、その他不明点は、管理栄養士までお問い合わせください。ご利用者様の健康状態を考慮しての事ですのでご理解、ご協力をお願い申し上げます。